

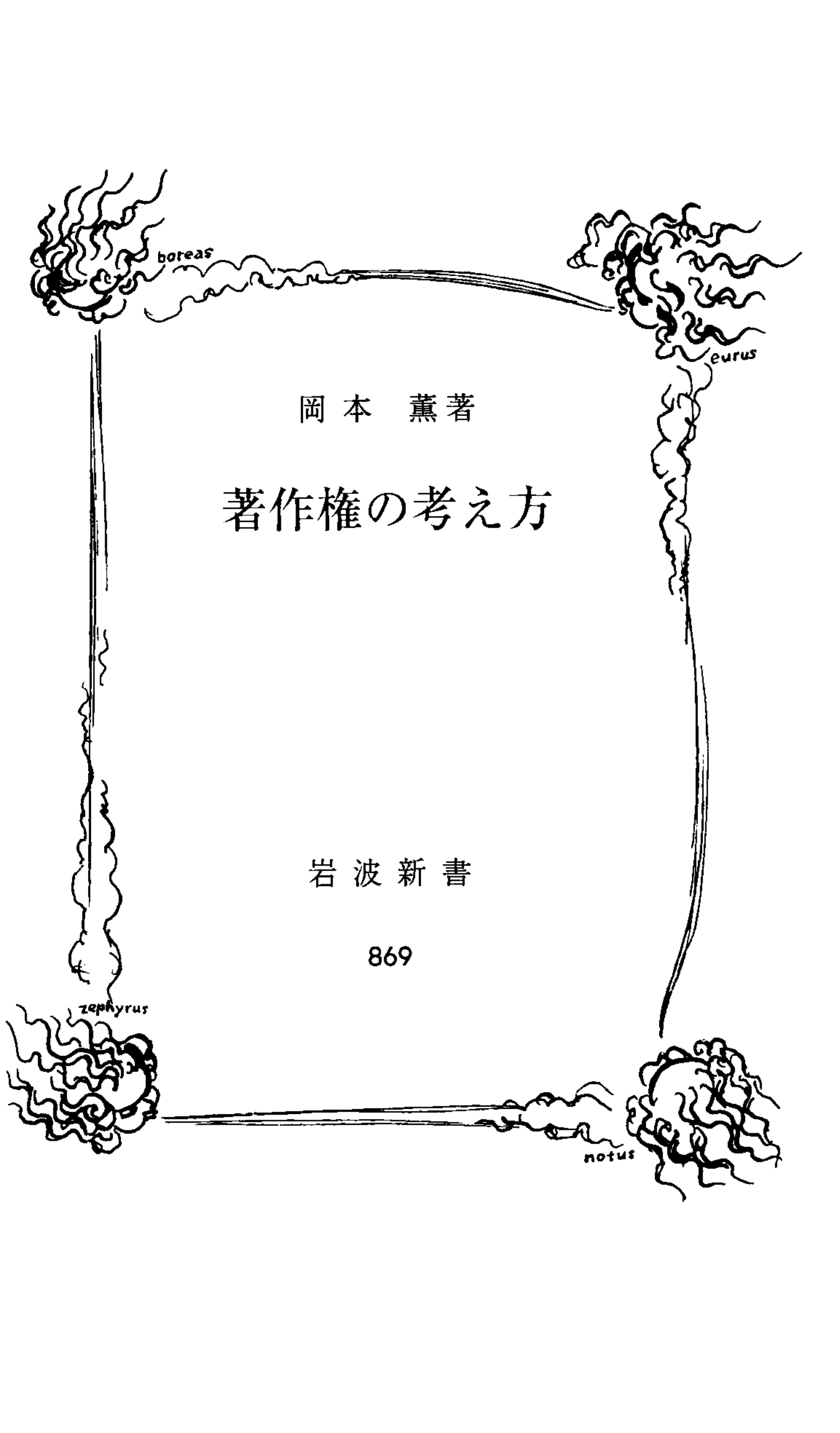
岡本 薫著

著作権の考え方



岩波新書

869



岡本 薫 著

著作権の考え方

岩波新書

869

岡本 薫

1955年東京都に生まれる

1979年東京大学理学部卒業。文化庁(国際著作権課長等), 文部省(生涯学習企画官, 学習情報課長等), OECD(科学技術政策課研究員等)などを経て, 2001-03年, 文化庁著作権課長。

現在—文部科学省学術研究助成課長, 一橋大学大学院講師

著書—『学校情報化のマネジメント』(明治図書)
『インターネット時代の著作権』(全日本社会教育連合会)
『国際化対応の重要ポイント』(同上) ほか

著作権の考え方

岩波新書(新赤版) 869

2003年12月19日 第1刷発行

著者 おかもと かおる
岡本 薫

発行者 山口昭男

発行所 株式会社 岩波書店
〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

電話 案内 03-5210-4000 販売部 03-5210-4111
新書編集部 03-5210-4054
<http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・三陽社 カバー・半七印刷 製本・桂川製本

© Kaoru Okamoto 2003

ISBN 4-00-430869-0

Printed in Japan

はじめに

はじめに——「一億総クリエイター、一億総ユーザー」の時代が来た

最近、テレビのニュースや新聞報道などで、「著作権」ということばを聞くことが急に多くなった。著作権のルールとは、要するに「他人がつくったコンテンツを無断利用してはいけない（パクッてはいけない）」という単純なものであり、一〇〇年以上前から国際的な共通ルールとされているものである（現在一般に「コンテンツ」と呼ばれているものは厳格に定義されていないが、著作権法で保護されるものと大部分重なっていると思われるので、本書では、「著作権法の保護対象」と「コンテンツ」とを、同義語として用いる）。日本が著作権法を初めて作ったのは一八九九年（明治三二年）であり、このとき同時に、基本条約である「ベルヌ条約」にも加入した。これは、幕末に締結されたいわゆる不平等条約の解消について、西欧各国から課された条件だったのである。

そのように長い歴史を持つものが最近になって急に脚光を浴びるようになったのは、「一億総クリエイター、一億総ユーザー」という時代が突然に訪れたためである。かつて、コンテン

ツを利用するための「印刷機器」や「送信設備」は、「一部業界の一部のプロ」に独占されていたが、いまや多くの人びとが、コピー機、デジカメ、携帯電話、パソコン、インターネットなどの「コンテンツ創作手段」「コンテンツ利用手段」を手に入れている。著作権と特許権の間には様々な違いがあるが、最大の違いは、特許権が依然として「プロ」の世界のものであるのに対して、著作権は「すべての人びと」に関係するようになっていて、ということであろう。

こうした時代が突然に訪れ、大過渡期に突入したため、日本が最も遅れている「契約・ビジネス」について様々な混乱が見られるほか、その基礎となる「法律ルール」についても、一部の業界が条約違反の非現実的な「権利切り下げ」を主張している一方で、レコードやゲームソフトなどの業界は、逆に「我々は日本の基幹産業。他の業界より優遇され、強い権利を与えられて当然」などという主張を展開しつつある。このような状況にあって、「すべての人びと」が著作権を自分の問題として考え、「法律ルール」についても「契約・ビジネス」についても、自ら判断し行動することが求められる時代を迎えている。

本書は、そうした急速な変化の中で、日常の生活・仕事のために著作権ルールを知ろうとする人びとだけでなく、次の時代の著作権を考え、自ら行動しようとする人びとのために、著作権というものの本質や最新の動きについて、個人としての見解を述べようとするものである。

目次

著作権の考え方

はじめに——「一億総クリエイター、一億総ユーザー」の時代が来た

第一章 避けて通れなくなつた「著作権」…………… 1

- 1 「一部業界のプロ」から「すべての人びと」のものへ 2
- 2 「著作権」というものの基本的な構造 4

第二章 「著作権者の権利」とはどんなものか…………… 17

- 1 「著作物」とは 18
- 2 「著作権②」の具体的な内容 28
- 3 「著作者」と「著作権者」の違い 47

第三章 「著作隣接権」とはどんなものか…………… 57

1	「業界保護」としての「著作隣接権」	58
2	「著作隣接権」の具体的な内容	63

第四章 「権利を及ぼさない場合」の法律ルール……………81

1	権利は絶対ではない	82
2	「権利制限規定があってもコピーしない」という契約	86
3	「フェア・ユース」という特殊な例外ルール	88
4	「権利を及ぼさない場合」の内容	89

第五章 新しい「法律ルール」の構築……………105

1	日本発の「インターネット対応」	107
2	民主的ルール作りに向けて	122
3	多くの人びとに関心を持ってほしいテーマ	139
4	日本だけが検討している「アクセス権」	160

第六章 「契約」と「ビジネス」——日本の弱点……………167

1 日本人に必要なもの 168

2 「契約マインド」による流通システム作りを 174

3 「契約」が必要な具体的場面 179

4 「コンテンツのマーケット」と「著作権ビジネス」 188

第七章 国際政治と著作権……………211

1 「国際政治問題」になった著作権 212

2 アメリカが招いた国際著作権システムの混乱 214

3 途上国も黙っていない 220

おわりに……………225

索引

第一章

避けて通れなくなった「著作権」

1 「一部業界のプロ」から「すべての人びと」のものへ

「使用」と「利用」の違い

著作権について考えるためには、まず、著作権の世界における「使用」と「利用」の違いについて知っておく必要がある。「他人がつくったものをパクッてはいけない」というときの「パクリ」とは、要するに「無断で使う」という意味であるが、この「使う」ということについて、著作権の世界では二つの概念がある。ひとつは「使用」で、もうひとつが「利用」だ。

まず「使用」とは、「そのコンテンツをつくった人の了解を得なくてよい使い方」を意味する。その代表は、「本を読む」とか「CDを聴く」とか「ビデオを見る」などといった「知覚行為」だ。これに対して「利用」とは、「そのコンテンツをつくった人の了解を得なければならぬ」と法律で定められている使い方という意味であり、「多数コピーして販売する」とか「インターネットで広く送信する」などというのがこれに当たる。この両者の関係は、

「あらゆる使い方」―「利用」Ⅱ「使用」

という関係になっているが、著作権法の改正の多くは、「利用」と「使用」の境目を変えるも

のである。

「創作手段」「利用手段」の爆発的普及

現在の著作権法が制定されたのは一九七〇年のことだが、その時点で「日常の生活・仕事の中で、他人のコンテンツをうっかり利用してしまった」などということが、頻繁に起こり得ただろうか。「手で書き写す」というのもコピーだが、社会的に大きな影響を与えるような利用行為をするためには、印刷機や送信機などの「道具」が必要である。一九七〇年には「コンビニのコピー機」などというものは存在せず、ようやく「カセットテープ」が普及してきたころで、「家庭用ビデオ」はまだ一般化していない。送信設備にいたっては、ほとんど放送局に独占されていた。したがって一般の人びとは、「コンテンツの利用手段」を持たず、著作権について心配する必要もほとんどなかったのである。

しかし今日では、コピー機が街中に氾濫し、テープレコーダーやビデオ・DVD録画機やデジタルカメラを多くの人びとが持ち、インターネットに接続されたパソコンや携帯端末を、子どもから高齢者までが使う時代になっている。このため、突然にコンテンツの「ユーザー」となった多くの人びとが、「日常生活の中で、他人のコンテンツをうっかり利用してしまい、訴えられ

る」という危険に直面するようになった。さらに、これらの機器は「他人のコンテンツを利用する」ことにも使えるが、「自分のコンテンツを創作する」ことにも使える。つまり、多くの人びとが、「ユーザー(利用者)」になると同時に、権利を持つ「クリエイター」にもなったわけであり、そのような「一億総クリエイター、一億総ユーザー」という時代が突然に訪れたのである。

このように、「権利者」についても「利用者」についても、従来は「一部業界の一部のプロ」だけが関係していた著作権というものが、突然に「すべての人びと」と関わるようになったため、産業界のすべてのセクターも含め、我々はまさに、「大過渡期の入口」に立っているのだ。

2 「著作権」というものの基本的な構造

(1) 「著作権」は「知的財産権」の一部

このように、「すべての人びと」のものになった著作権に関して、「法律ルール」や「契約・ビジネス」などについて考えるためには、まず、「現在の法律ルールはどうなっているのか」ということを知らなければならぬ。このため著作権に関する教育は、最近になって中学・高

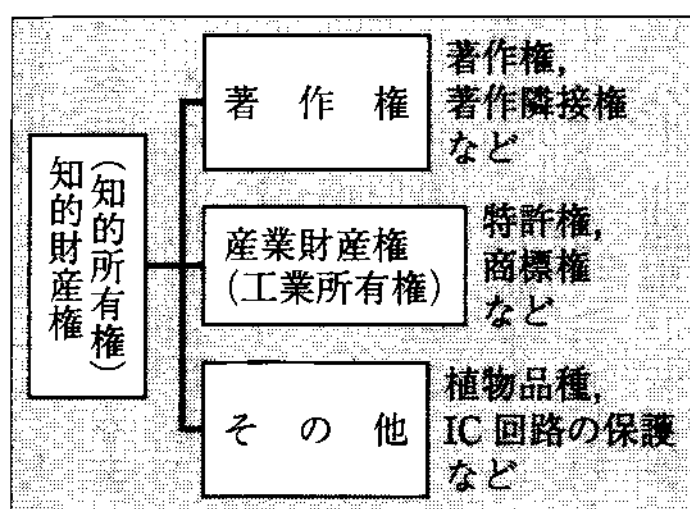


図1 知的財産権の構造

校でも必修とされているのだが、ここではまず、著作権全体の基本的な構造を見てみよう。

図1に示したように、「他人がつくったものをパクッてはいけない」ということを担保するための権利の全体を「知的財産権」というが、このような権利を付与する趣旨は、基本的に「インセンティブの付与」ということである。他人がつくったもののパクリは自由——ということであれば、人は創作意欲をなくしてしまうが、「自分がガンバッて作りだしたものは、自分のものになる」ということを制度的に保障することによって、「インセンティブ」を付与

することができる。それによって、価値ある創作物が国全体・社会全体として増えていくに違いない、という考え方だ。

かつて日本の律令時代に「三世一身の法^{さんぜいつしん}」という制度（荒地を開墾して田畑をつくった人は、孫の代までその土地を自分のものにできるといいう制度）があったが、これが著作権に似ている。第一の類似点は「自分でつくったものは、自分のものになる」ということであり、また第二は、「孫の代まで」ということだ。後に述べるように、著作権には「保護期間」というものがあり、古いものは無断で利用できる。保護期間の基本は、「著作者の死後五

〇年まで」(死亡した日の翌年の一月一日から起算する)であるが、その根拠については、「孫ま
で利用料がもらえるようにするためだ」と言われているのである。

また、知的財産権は「私権」であって「規制」ではない——ということに注意する必要がある。著作権は、「国際人権規約」にも規定されている「私権(人権)」のひとつである。これに
対して「規制」とは、本来は人が自由にできるべきことについて、「官」が「民」をコントロ
ールする制度のことであり、例えば、「建蔽率とか容積率とかについて、行政が作った基準を
満たして許可を得ないと、自分の土地に自分の家を建てることもできない」というのが「規
制」である。これに対して、「他人の土地に無断で自分の家を建ててはいけない」というのは、
他人の「私権」(財産権)を侵害するからであって、「規制」の問題ではない。

さらに、知的財産権は「ルール」であって「モラル」ではない——ということにも、よく注
意することが重要である。特に著作権については、「著作権を守る心や意識」などというもの
を持ち出す人が多いが、「(ルールを守る)」という心・意識の重要性は当然として)どの程度の
権利を付与するかということは、モラルではなくルールの問題として考えるべきことである。

著作権だけは「登録不要」

図1に示したように、知的財産権には大きく三種類あるが、これらの中で「著作権」のみが持つ特徴は、「権利を持つのに政府の審査や登録はいらない」(無方式主義)という国際ルールである。これは国際著作権ルールの基本中の基本だが、日本の著作権法がこれに適合したのは、既に述べた一八九九年(明治三十二年)である。これに対して、アメリカの著作権法がこのルールにようやく適合したのは一九八九年(平成元年)であり、それまではアメリカの著作権保護水準の低さが大問題となっていた。

そうした状況に対応するために、©マークというものが国際的に作られた。これは、このマーク等が付された著作物は、アメリカのような保護水準の低い(すなわち、国への登録を要する)国へ持ち込まれた場合も、「登録されているものとみなす」というものだった。したがって、保護水準が高い日本やヨーロッパでは最初から無意味なものであり、アメリカがこの面についてようやく国際ルールに追いついた一九八九年以降は、国際的にもほとんど無意味なものとなっている。

現在でも、出版物やホームページ上のコンテンツなどに©マークが付されている例は多く見かけるが、これは、「©マークの次にあるのが著作者名」といったことを事実上表示しているだけで、©マークの有無によって法律上の効果が変わるわけではない。

「権利」とは

ところで、特許権についても著作権についても、「権利」ということばが当然のように使われているが、知的財産権における「権利」ということばは一般の権利とは少し違った意味を持っている。例えば、「Aさんは、X法の規定によって〇〇権を持っている」と言った場合、これは通常、「Aさんが、〇〇できる」(X法の規定がないと、Aさんは〇〇できない)ということの意味している。ところが、著作権の場合はこれとは違う。

例えば著作権法には、コンテンツの「コピー」に関して著作者の「複製権」というものが規定されているが、これを「著作者が自分の著作物を複製(コピー)できる、という権利」と考えてしまうと、「著作者は、著作権法で『複製権』が与えられるまでは、自分の作品を自分でコピーしてはいけなかった」ということになってしまう。そんなことはないだろう。

ここで言う「複製権」とは、「(自分の作品を自分でコピーできるのは当然として)他人が無断でコピーしようとしたら『ストップ!』と言える権利」ということなのだ。これをよく理解していないと、例えばある作曲家に「あなたは自分の作品について、著作権法によって『放送権』(現在は「公衆送信権」に統合)を持っているのですよ」と言っても「私は放送局ではない